

中土佐町生活支援燃料券事業取扱店募集要項

1. 趣旨

中土佐町が発行する「中土佐町生活支援燃料券」の取扱店となる事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2. 燃料券の概要

(1) 燃料券は、1世帯あたり10,000円分（額面500円券20枚）を1セットとして、中土佐町に住所を有する世帯主に配布する。

※入所施設等に住所を有するものはこの限りではない

(2) 取扱店は、使用期間内に限り燃料券を持参した消費者に対して券面記載額に相当する燃料の販売を行う。

3. 燃料券の使用可能期間

令和5年1月1日から令和5年2月28日まで

4. 燃料券の使用制限

(1) 燃料券は、ガソリン、軽油、灯油及びLPガス以外の燃料には使用することはできない。

(2) つり銭は出さないものとする。

(3) 燃料券と現金との引き換えはできないものとする。

(4) いかなる場合においても、有効期限後の燃料券の使用はできない。

5. 取扱店登録資格

(1) 燃料券の取扱店の登録資格は、中土佐町内に店舗等を有する事業者とする。ただし、下記に規定する事業者は対象外とする。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。

② 法令又は公序良俗に反するもの。

(2) LPガスにおいては前号の規定にかかわらず、中土佐町内に設置されたボンベにLPガスを充填している事業者も含むものとする。

6. 取扱店の登録受付期間

令和4年11月28日から燃料券使用可能期間終了まで随時募集

7. 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業者は、「中土佐町生活支援燃料券取扱店登録申請書（以下「登録申請書」という。）」に必要事項を記入し、登録窓口に提出する。
- (2) 取扱店の登録を申請する場合においては、事業の許可を得ていることを証する許可証等の写しを添付すること。
- (3) 取扱店登録に関する事務局（登録窓口）は、中土佐町役場まちづくり課とする。
- (4) 登録が完了した事業者には、取扱店であることを示す「取扱店ステッカー」を配布する。
- (5) 取扱店の登録にかかる費用は無料とする。

8. 取扱店一覧の周知方法

- (1) 中土佐町ホームページへ掲載する。
- (2) 燃料券配布時に同封する利用案内に掲載する。
- (3) その他

9. 使用済燃料券の換金

- (1) 使用済燃料券の換金については随時受付を行う。（受付期間は別途提示する。）
※ 換金期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても換金できない。
- (2) 換金受付窓口は、中土佐町役場まちづくり課及び大野見振興局まちづくり課とする。
- (3) 換金の受付締切日と支払予定日は、別途一覧表にして取扱店に明示するものとする。
- (4) 取扱店は、換金受付窓口を受領した使用済燃料券を持参するとともに、「中土佐町生活支援燃料券換金請求書（以下「換金請求書」という。）」を提出することとし、換金受付窓口で使用済燃料券の数量を確認する。
- (5) 町は、換金請求書の内容に基づき、登録申請書に記載された口座に当該換金額を振り込むこととする。
- (6) 取扱店の換金手数料は無料とする。
- (7) その他、町長が認める場合はこの限りではない。

10. 取扱店の遵守事項

- (1) 特定取引において燃料券の受け取りを拒んではならない。
- (2) 燃料券の交換、譲渡、売買及び再利用を行ってはならない。
- (3) 燃料券を事業者間取引に伴う代金の支払いに使用してはならない。
- (4) 燃料券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、燃料券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町へ報告すること。

- (5) 受領した燃料券は、取扱店の責任により管理を行うこと。
- (6) 町が配布する取扱店ステッカーを顧客から見て目立つ場所に掲示すること。
- (7) 町と適切な連携体制を構築すること。

1 1. 取扱店資格の喪失

町は、取扱店がこの要項に定める事項に違反すると判断したときは、換金の停止及び取扱店登録の取り消しを行うことができる。また、町に損害が生じた場合には、町は損害金を請求することができる。

1 2. 紛失等の責務

利用者から受領した燃料券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

1 3. 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに町に届け出るものとする。